

(陳受R7第11号)

令和8年度 税制改正に関する提言について

受理年月日	令和7年11月25日
陳情者	光市島田四丁目14番15号 公益社団法人 光・熊毛郡法人会 会長 藤井 康司

陳情の要旨

私ども法人会は、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

本会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えており、本年も別添のとおり「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。

つきましては、提言の趣旨を充分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

# 令和8年度税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

## 令和8年度税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要  
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、  
金融市場の動搖を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、  
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、  
地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

# 目 次

## 《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方	1
1. 財政健全化に向けて	
2. 社会保障制度に対する基本的考え方	
3. 行政改革の徹底	
4. マイナンバー制度について	
5. 今後の税制改革のあり方	
II. 経済活性化と中小企業対策	6
1. 中小企業の活性化に資する税制措置	
2. 事業承継税制の拡充	
3. 消費税への対応	
III. 地方のあり方	10
IV. 自然災害への対応	11
V. その他	11
1. 納税環境の整備	
2. 環境問題への対応	
3. 租税教育の充実	
《税目別の具体的課題》	13

- 1. 法人税関係
- 2. 所得税関係
- 3. 相続税・贈与税関係
- 4. 地方税関係
- 5. その他

## 《個別法令・通達関係》

I. 法令関係	17
1. 法人税関係	
2. 所得税関係	
3. 相続税・贈与税関係	
4. 消費税関係	
5. 地方税関係	
II. 通達関係	20
1. 法人税関係	
2. 相続税関係	

## 《はじめに》

我が国経済を取り巻く環境は急速に変化している。食料やエネルギーなどの国際的な価格高騰を契機にして円安も加わって輸入物価が押し上げられ、国内の消費者物価も年率2%を超える水準で推移している。デフレ期からインフレ期への転換期に突入し、国民生活や産業に大きな影響を与えつつある。日本銀行は昨年3月に異次元の金融緩和を終了し、金融市場は「金利のある世界」に回帰した。今後の物価動向などによってはもう一段の金利上昇も見込まれている中で、米国のトランプ関税の影響もあって日本経済の行方を不透明にしている。

こうした経済環境の変化に伴い、政府・与党の経済・財政運営も見直しを迫られている。国民生活を支える物価高対策は必要だが、これまでのように国民一律に支援するばらまき型ではなく、生活に困っている世帯に対象を限定した上で、手厚く支援する実効的な対策が求められる。そのためには安定した財源の確保に加え、マイナンバーを活用するなどして世帯の所得を正確に把握できるような仕組みの構築も欠かせない。財政健全化に向けて財政規律を回復させることは、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるための国家的な課題である。自律的な経済成長を促すための新たな戦略が求められている。

しかし、今年7月の参院選において与党は国民1人当たり2万円の給付を打ち出し、野党各党は消費税減税を公約に掲げた。いずれも支援対象を限定せず、国民一律に支援する仕組みである。その財源に関しても税収の上振れ分を充てるとするなど、責任ある財源論は聞かれなかった。特に社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるのだろうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなる。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要がある。

世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められる。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠である。全国的に人手不足が深刻化する中で、中小企業は物価上昇を上回る高い賃上げを要請されており、優秀な人材を確保する観点からも防衛的な賃上げを迫られている。賃上げ原資を確保するには、適正な価格転嫁など取引慣行の是正は喫緊の課題である。また、円滑な事業承継の実現に向けた政策的な後押しは、地域経済の活性化を促すためにも欠かせない。

## 《基本的な課題》

### I. 税・財政改革のあり方

世界が新型コロナウイルスの影響から脱した後、日本の社会経済も以前の情景に戻った。ただ、コロナ禍への緊急対応で政府が大規模な財政出動に踏み切ったことで、国と地方を合わせた長期債務残高は今年度末で1,300兆円を超える、国内総生産(GDP)の2.1倍の水準まで悪化する見通しだ。すでにコロナ禍前の段階で日本の債務残高は主要先進国の中で最悪の水準に達していたが、緊急的な財政出動を経てさらに財政事情が悪化したことに留意しなければならない。

石破茂政権が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太の方針)によると、国と地方の基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)を黒字転換する時期の目標について、昨年までは25年度と/orしてきていたが、これを25~26年度と幅を持たせて後退させた。目標年次が近づくたびに目標の先送りを繰り返している。また、政府は「経済・財政新生計画」において、2030年度まで引き続き経済再生と財政健全化を両立させることとした。今後は目標を後退させることなく、着実な実行が求められる。

ただ、7月の参院選後には、積極財政を求める野党の議席が大きく伸びたことで財政健全化に向けた取り組みが停滞するとの見方が浮上し、長期金利が上昇(債券価格は下落)して一時、17年ぶりの高値となる1.6%に達した。今後も金利の上昇が続ければ、過去の借金の利払いなどに充てる国債費も増えて財政を圧迫しかねない。実際に英国では3年前、当時のト拉斯首相が国債等を財源とする大規模減税を表明したことで金融市场が動搖し、債券と為替、株式がトリプル安となる「ト拉斯・ショック」が起きた。日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市场の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

#### 1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。こうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

日本銀行は昨年3月にマイナス金利政策を解除し、金利が引き上げられた。財務省の試算によれば、今後も金利上昇が続ければ、将来的には税収増より国債の利払い費の方が増える事態が想定されている。経済の正常化が進んで金利が上昇すれば、国債の利払い費の増加は免れない。国債の信認が揺らげば、経済成長を阻害することなども考えられる。政府と日銀には健全な関係を構築し、金融市场の動搖を招かないような細心の政策運営を求めたい。

- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、社会保障と税の一体改革では「消費税率引き上げによる增收分を含む消費税収は、全て社会保障財源に充てる」とされており、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。このため、物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。また、政府は物価高対策として、税収の上振れ分などを財源に国民1人当たり2万円の給付を検討しているが、これも本来は国民一律に支給するのではなく、高所得者を除くなど対象を限定すべきである。
- (2) 政府は「こども・子育て政策」として、2028年度までに総額3.6兆円を追加で予算計上することを決めている。この財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで貯うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。制度導入を主導した当時の岸田文雄首相は、賃上げや歳出改革などで社会保険料負担を抑制するため、「実質的な負担増はない」と説明した。しかし、持続的な賃上げがいつまで続くかは不透明である。先の通常国会では、少子化対策の財源に充てるとしていた「高額療養費制度」の自己負担上限の引き上げも見送られた。歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置のうち、所得税については「いわゆる『103万円の壁』の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討することとしており、その実施時期は不透明である。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。政府は我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革により、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。団塊の世代すべてが後期高齢者となり、令和6年度に約138兆円だった社会保障給付費は、高齢者人口がピークを迎える2040年には190兆円に達する見込みである。社会保障給付費が膨らむ中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を求めるとともに、「給付」も重点化・効率化することで可能な限り抑制する取り組みが欠かせない。

社会保障のあり方を巡っては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、負担の公平性を確保する視点も重要である。このため、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においてもその能力に応じて一定の負担を求める応能負担の原則を確立し、幅広い理解を得る必要がある。

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、賃金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する仕組みが設けられた。また、「130万円の壁」に対しては、繁忙期の残業等により収入が一時的に増えた場合、事業主の証明により引き続き被扶養者認定されることとなっている。一方、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減措置」として、年収151万円未満の従業員に対しては労使折半となっている保険料について、企業側がより多く負担できる仕組みが検討されており、多く支払った企業はその分を全額支援される助成措置を講じることとしている。ただ、いずれも一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については5年に一度の年金財政の検証を踏まえ、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。基礎年金はマクロ経済スライドの適用などに伴い、将来的には受給額が最大3割減少すると見込まれており、高齢単身女性などへの低年金対策と位置付けられている。実際には次回の年金財政の検証を踏まえて実施の可否を判断する方針だが、厚生年金加入者からは「積立金の流用だ」とする批判も出ているほか、基礎年金の底上げはその半分を拠出している国庫負担の増加も見込まれる。いずれにしても抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。

- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める必要がある。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については今後、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

### **3. 行政改革の徹底等**

政治資金の問題については、政治資金規正法の見直しが行われたものの、依然として国民の政治に対する不信感は解消されていない。また、こうした政治家の不祥事は、国民の納税意欲を著しく阻害することになりかねない。政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

水膨れが指摘されている各種の政府基金については、中長期的な政策課題などに対応するために予算計上された資金を貯めておき、複数年度にわたって支出する仕組みとしている。現在も半導体や宇宙分野などの基金には多額の予算が拠出されているが、これらの基金に充てられる予算の使途や事業運営には監視の目が行き届かず、政策効果の検証も疎かになりがちである。政府は基金に計上する予算は費用の3年分を目途とし、追加する場合は事業の成果を確認するとのルールを設けた。こうしたルールの徹底を図りながら、長年にわたって使われない基金の余剰資金は国庫に返納するなど、適正な基金運用に努めるべきである。

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

#### 4. マイナンバー制度について

行政のデジタル化を推進する社会インフラであるマイナンバーは、国や地方自治体によるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の基盤ともなる。マイナンバーカードの保有率は令和7年7月現在で79.2%まで高まったが、マイナンバーカードと健康保険証を組み合わせたマイナ保険証の利用率は同年6月現在で30.64%にとどまるなど、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言い難いのが現状である。政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。国税電子申告「e-Tax」や地方税電子申告「e-LTAX」を利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、マイナンバーカードの普及にもつながる。また、令和7年3月からは運転免許証との一体化が始まった。マイナ免許証にすることで更新手数料等が割安になったり、住所等変更手続きの負担が軽減されたりする等のメリットがある。

なお、マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。こうした点の周知は不足している。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。

社会保障と税、災害対策に限定していた利用範囲は、マイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。世帯間の公平性を確保する観点からも、こうした実効的な取り組みに向けて国民的な議論を喚起してもらいたい。

さらに、官・民を含めて個人情報の漏洩や第三者による悪用を防ぎ、プライバシー保護等の徹底を図り、マイナンバー制度の適切な運用が担保される措置を着実に講じることで、国民の不安払拭に努める必要がある。

#### 5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①少子高齢化や人口減少社会の急進展②デジタル化や働き方の多様化③グローバル競争とそれがもたらす所得格差の拡大など、経済・社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点を踏まえ、経済の持続的成長と雇用の創出に向けて税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

## II. 経済活性化と中小企業対策

新型コロナウイルス禍の影響から脱し、日本経済は正常化に向けて歩み始めているが、地域経済と雇用を支える役割を担う中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にある。全国的に人手不足が深刻化する中で着実な賃上げを求められており、今年の春闘の中小企業における賃上げ率は昨年を上回った。最低賃金もここ数年、大幅に引き上げられる傾向が続いている。すでに中小企業の労働分配率は大企業に比べて相当高い水準に達しており、政府が目標に掲げるような物価上昇を上回る賃上げを継続し、賃上げ原資を確保するためには生産性の向上などに資する政策的な支援に加え、原材料費や光熱費、そして人件費を含めたコストの適正な価格転嫁を促すなど、取引環境の整備が不可欠である。

先の通常国会では約20年ぶりに下請法が抜本的に改正され、来年1月から「中小受託取引適正化法」が施行される。改正法では発注事業者が取引先の下請け企業と協議せず、一方的にコストを無視した取引価格を決めることが禁止された。これまで低い対価を押しつける「買いたたき行為」は禁じられていたが、その実効性をさらに高める狙いがある。改正法の趣旨を徹底するためには、公正取引委員会や中小企業庁など当局が連携し、取引状況などを厳しく監視することが必要である。中小企業の資金繰りを圧迫する要因ともなっていた約束手形による支払いも禁止された。政府は26年に約束手形の廃止を目指しており、適切な運用が求められる。

人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。こうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。こうした企業が将来にわたって存続し、存在感を發揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

#### （1）法人税率について

令和8年度より防衛特別法人税が実施される。また、米国のトランプ関税が日本経済に対してどのような影響を与えるかを慎重に見定める必要がある。そして近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

## (2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15 %を本則化すべきである。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえて 1,600 万円程度に引き上げること。

## (3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を 30 万円未満から 50 万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和 8 年 3 月末日となっている適用期限を延長すること。

③なお、スタートアップは経済活性化の担い手として位置づけられており、既存中小企業との提携は事業成長にもつながることとなる。スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

## (4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。

なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和 8 年 3 月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

## (5) 債却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

## (6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整

事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業にDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進を促す支援を求める。

## 2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

### （1）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

欧州主要国の事業承継税制は、一定の要件を満たすことを前提に事業用資産の評価減を認めるという制度となっている。我が国の事業承継税制は、あくまで納税を猶予（先延ばし）するだけの限定的な措置にとどまっており、本格的な事業承継税制の創設が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は（2）取引相場のない株式の評価（3）相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

### （2）取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が高くなり、結果として税負担が不相当に増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

### （3）相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継を行っていないと思われる企業が多くある。政府は、制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。

なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

### **3. 消費税への対応**

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいとされ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。

インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休廃業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) インボイス制度が導入されたが、国は引き続き、事業者に混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が不可欠である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) また、小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、適用期限は令和8年9月末日までとなっているが、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

### III. 地方のあり方

総務省が発表した令和6年10月時点の人口推計によれば、我が国の総人口は1億2,380万2千人と前年に比べて55万人減り、14年連続で減少を記録している。しかし、都道府県別の人口動向を見ると、コロナ禍の影響を脱した東京都の人口は、他地域からの人口流入によって3年連続で増加して約1,417万人となった。都道府県単位で前年よりも人口が増えたのは東京都と埼玉県だけにとどまり、地方を中心に人口減少が進んでいるのが現状である。

本格的な人口減少社会に突入する我が国では、地方における社会機能の維持・確保が不可欠である。こうした中では周辺の自治体が広域連合を形成し、インフラの共同管理や補修に取り組むなど、これまでの自治体単位の仕組みにとらわれない地方社会の構築が問われよう。同時に国と地方の役割分担も見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要がある。

地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

(1) 政府は地方創生についての基本構想「地方創生2.0」を本年6月にとりまとめ、10年後に目指す姿として、定量的な目標が盛り込まれた。将来、本格的に人口が減少することを見据え、社会機能を維持するための実効性のある対策を検討すべきである。

地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。

(2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。特に激甚化する最近の自然災害については、その被災地も広域化する傾向にある。こうした中で小規模な個別の自治体による災害対応には限界がある。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。

(3) ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

## IV. 自然災害への対応

東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対して実効性のある措置を講じるよう求める。

また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

日本は災害立国であり、近い将来には南海トラフ地震や首都直下地震が高い確率で発生することも予想されている。こうした災害で中小企業が長期にわたって事業中断を余儀なくされたり、廃業に追い込まれたりすれば、地域経済だけでなく、サプライチェーンの機能不全を招くなど、我が国経済全体に深刻な影響を及ぼしかねない。政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

## V. その他

### 1. 納税環境の整備

行政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税や市町村民税、法人事業税の申告納税手続きは、地方消費税の執行と同様に一層の合理化を図るべきである。

### 2. 環境問題への対応

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46%削減（13年度比）する」との目標を国際公約として掲げている。

令和5年5月にはGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。

地球温暖化対策は先進国や途上国など世界共通の重要な課題であるが、その費用負担についても冷静に見極める必要がある。特にエネルギー転換には多額の設備投資が必要となり、中小企業にとって負担は重い。政府はカーボンプライシング導入の政策効果のほか、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担のあり方等について今後、継続的に検証する必要がある。

### **3. 租税教育の充実**

税は国や地方が国民に提供する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割について、必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

## 《税目別の具体的課題》

### 1. 法人税関係

#### (1) 役員給与の損金算入の拡充

##### ①役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

##### ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業経営に活力を与える観点から、中小企業にも対応が可能なコーポレートガバナンス（企業統治）を高める措置を講じることを条件に、同族会社における役員の業績連動給与についても損金処理を認めるべきである。

#### (2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

中小企業向け賃上げ促進税制について、経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、適用要件の緩和や制度を拡充すること。

#### (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

米国の相互関税政策の影響は先行き不透明であり、中小企業の資金繰りを支援する観点から、繰戻しできる期間を事業年度開始の日前1年以内から3年以内に見直すとともに、制度を本則化すること。

### 2. 所得税関係

#### (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などによって空洞化が指摘されている。所得再分配機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

#### (2) 各種控除制度の見直し

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、基礎控除や給与所得控除の最低保障額の引き上げ、特定親族特別控除の創設等が行われた。

各種控除は社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要があるが、合計所得金額に応じた基礎控除の上乗せ特例が恒久措置、または時限措置として創設されるなど、控除制度が複雑となり、源泉徴収や年末調整を担う企業の事務負担の増加は確実である。今後も物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げることとしているが、企業の事務負担等に配慮した簡素な制度とすべきである。

なお、退職所得控除の見直しも検討されているが、老後の生活設計を妨げることにつながるとともに、特に中小企業の人材確保や労働意欲を高める観点から、控除の縮小は行うべきではない。

### （3）個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

## 3. 相続税・贈与税関係

### （1）相続税の基礎控除の見直し

被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和4年2.68）にある。また、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和5年は9.9%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

さらに現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

### （2）贈与税の基礎控除の引き上げ

経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。なお、教育資金や結婚・子育ての一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、適用状況等を勘案しながら、制度のあり方を見直すべきである。

## 4. 地方税関係

### （1）固定資産税の抜本的見直し

令和7年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも4年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁、都道府県がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

#### (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止することを求める。

なお、廃止されるまでの間は、賃上げにより税負担が増えないよう、従業者割の計算に際しては配慮すべきである。

#### (3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではない。

#### (4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために企業に対して安易な課税は行うべきではない。

### 5. その他

#### (1) 印紙税の廃止

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くとともに、事務負担を軽減させる観点からも廃止すべきである。

#### (2) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

#### (3) 電子申告の促進

国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（e-LTAX）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。

#### (4) 森林環境税の検証

森林環境税は、森林環境譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかりと検証することを求

める。また、多くの府県でも森林環境の保全等を目的とした個人住民税の超過課税が実施されていることから、目的や使途の違いを住民に分かりやすく説明するとともに、森林環境税と同様に制度の検証を行う必要がある。

## 《個別法令・通達関係》

### I. 法令関係

#### 1. 法人税関係

##### [無形減価償却資産]

- (1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

##### [引当金の損金算入]

- (2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。

①退職給付引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

##### [電話加入権の損金算入]

- (3) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとし、損金算入を認めること。

##### [耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置]

- (4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

##### [法人税の延納]

- (5) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。

##### [申告書の提出期限]

- (6) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

## 2. 所得税関係

### [土地・建物等の損益通算]

- (1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

### [不動産所得の負債利子の損益通算]

- (2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

### [医療費控除]

- (3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

### [源泉納付]

- (4) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

## 3. 相続税・贈与税関係

### [保険金・死亡退職金の非課税限度額]

- (1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているので、1,000万円に引き上げること。

### [相続財産からの控除]

- (2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

### [被相続人の保証債務の弁済]

- (3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

#### [贈与税の配偶者控除]

- (4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63年以来据え置かれているので、3,000万円に引き上げること。

### 4. 消費税関係

#### [消費税の確定申告書の提出期限]

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

#### [消費税の届出書の提出期限]

- (2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

### 5. 地方税関係

#### [固定資産税]

- (1) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、固定資産税や都市計画税は減免すること。

#### [法人事業税]

- (2) 資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなっているが、この制度を廃止すること。

#### [申告書等様式]

- (3) 事務の効率化に資するため、地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

#### [欠損金繰戻し還付制度・延納制度]

- (4) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

## II. 通達関係

### 1. 法人税関係

#### [修繕費]

- (1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。
- ①修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合
- ②修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

#### [借地権]

- (2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じた見直しを行うこと。

### 2. 相続税関係

#### [取引相場のない株式の評価]

- (1) 類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げるのこと。
- (2) 純資産価額方式による評価にあたっては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うこと。